

# 相対交渉取引等における取引時間延長に伴う「終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等の一部改正について

平成17年10月6日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

N - N E Tシステムを利用した「相対交渉取引」及び「終値取引」の午前立会前の取引時間は、他市場の立会開始時間を考慮し、午前8時20分から午前8時50分までとしているが、(株)大阪証券取引所の市場における「特例銘柄」の廃止により、立会開始時間が午前9時に統一されることとなったため、終了時間を午前9時まで延長することとし、「終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等について、所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

(備 考)

・午前立会前に行われる「相対交渉取引」及び「終値取引」の取引時間を、午前8時20分から午前9時までとする。

- ・終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第7条
- ・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条
- ・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第4条

## 3. 施行日

平成17年10月11日から施行する。

以 上